

## 山形県国民保護計画作成における主な課題とその検討の方向性について

項 目	山形県国民保護計画作案の骨子	主な課題とその検討の方向性
<b>第 1 編 総論</b>		
第 1 章 計画の目的、県の責務と計画の位置付け、構成等	県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の目的、趣旨、構成等について定める。	自然災害、事故災害への対応と共通する部分が多いことから、地域防災計画に基づく取組みの蓄積を活用
第 2 章 国民保護措置に関する基本方針	県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定める。	
第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等	県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について定める。	
第 4 章 県の地理的、社会的特徴	県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。	
第 5 章 県国民保護計画が対象とする事態	県国民保護計画においては、基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。	本県で特に留意すべき武力攻撃事態や緊急対処事態の想定やその対処において留意すべき事項等の調査を実施
<b>第 2 編 平素からの備えや予防</b>		
<b>第 1 章 組織・体制の整備等</b>		
第 1 県における組織・体制の整備	県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。	迅速な初動体制の確保のために、防災の体制を活用した24時間即応体制の整備について検討
第 2 関係機関との連携体制の整備	県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。	平素からの関係機関との連携のあり方について検討 隣接県を中心とした他都道府県との広域的な連携のあり方について検討 自主防災組織や災害ボランティアの支援等について、防災における連携を踏まえ検討
第 3 通信の確保	県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。	
第 4 情報収集・提供等の体制整備	県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。	

項 目	山形県国民保護計画素案の骨子	主な課題とその検討の方向性
第5章 研修及び訓練	<p>県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。</p> <p>このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。</p>	<p>国民保護措置に特有の訓練と防災に係る訓練との連携による訓練を明確にし、その訓練のあり方を検討</p>
第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	<p>県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について定める。</p>	<p>避難の指示を的確かつ迅速に行えるように、あらかじめ事態ごとの避難のパターンについて検討</p> <p>この場合、離島、積雪期の対応、中山間地域における避難のあり方等に留意し検討</p> <p>避難や救援等において、特に災害時要援護者に配慮すべき事項を検討 この場合、防災における災害時要援護者に係る取組みを踏まえ検討</p>
第3章 生活関連等施設の把握等 第1章 生活関連等施設の把握等 第2章 県が管理する公共施設等における警戒	<p>武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について定める。</p> <p>県が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県として予防対策について定める。</p>	
第4章 物資及び資材の備蓄、整備	<p>県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。</p>	<p>防災のための備蓄等の活用と、国民保護措置において特に必要となる物資等の備蓄、整備について国の備蓄、整備と連携したあり方を検討</p>
第5章 国民保護に関する啓発	<p>武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。</p> <p>このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。</p>	<p>防災と連携した啓発のあり方について検討</p>
第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	<p>多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、県は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。</p> <p>初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階における県の初動体制について定める。</p>	<p>初動時の対応が重要であり、県における危機管理体制による迅速な初動時の対応体制を検討</p>

項 目	山形県国民保護計画素案の骨子	主な課題とその検討の方向性
第2章 県対策本部の設置等	県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能等について定める。	全庁的な体制を確保し、所要の措置を的確に実施しうる体制を検討
第3章 関係機関相互の連携	県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。	
第4章 警報及び避難の指示等		
第1 警報の通知及び伝達	県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について定める。	市町村との役割分担を明確にし、特に災害時要援護者への警報伝達に留意し検討 国が検討を進めている警報伝達のシステムを踏まえつつ、現状において迅速かつ的確に警報等の伝達体制について検討
第2 避難の指示等	武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、定める。	避難の指示を的確かつ迅速に行えるように、あらかじめ事態ごとの避難のパターンについて検討 災害時要援護者の避難の誘導を的確に実施できる体制の検討
第5章 救援	知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について定める。	防災における取組みの蓄積を活用し、市町村との役割分担等について検討 避難所の運営等においては災害時要援護者の対応等に留意し検討 大規模な災害やNBC攻撃による災害等に迅速かつ的確な医療が提供できる体制について、関係機関との連携等に留意し検討
第6章 安否情報の収集・提供	県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。	国が検討を進めている安否情報システムを踏まえつつ、当面の安否情報の収集整理等の対応について検討 収集・提供に当たっては、個人情報の保護に留意し検討
第7章 武力攻撃災害への対処		
第1 生活関連等施設の安全確保等	県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について定める。	
第2 NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処等	県は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、また、武力攻撃原子力災害への対処等については、山形県原子力災害対策指針に基づいた措置を講ずるものとする。このため、NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処に当たり必要な事項について定める。	NBC攻撃による災害時の迅速な初動措置について、関係機関との連携について特に留意し検討
第3 応急措置等	県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。	武力攻撃災害時における関係機関との迅速な情報交換、共有に特に留意し検討

項 目	山形県国民保護計画素案の骨子	主な課題とその検討の方向性
第 8 章 被災情報の収集及び報告	県は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。	被災情報の収集については、自然災害・事故災害時の情報収集体制を活用し、地域防災計画との整合性を検討
第 9 章 保健衛生の確保その他の措置	県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。	保健衛生の確保、廃棄物の処理等については、自然災害・事故災害における取り組み等を活用し、地域防災計画との整合性を検討
第 10 章 国民生活の安定に関する措置	県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について定める。	
第 11 章 交通規制	県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について定める。	
第 12 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	県は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。	
<b>第 4 編 復旧等</b>		
第 1 章 応急の復旧	県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について定める。	
第 2 章 武力攻撃災害の復旧	県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定める。	
第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等	県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。	
<b>第 5 編 緊急対処事態への対処</b>		
	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	